

沼津情報・ビジネス専門学校同窓会会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、沼津情報・ビジネス専門学校同窓会という。
- 第 2 条 この会は、事務所を沼津市西条町 1 7 番地 1 沼津情報・ビジネス専門学校内に置く。

## 第 2 章 目的・事業

- 第 3 条 この会は、会員相互の親睦を図り、沼津情報・ビジネス専門学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦と啓発に寄与する事業
  - (2) 沼津情報・ビジネス専門学校の後援
  - (3) その他会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

- 第 5 条 この会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 正 会 員 沼津情報・ビジネス専門学校を卒業した者
  - (2) 特 別 会 員 沼津情報・ビジネス専門学校現職員

## 第 4 章 役 員

- 第 6 条 この会は、次の役員を置く。
- (1) 理 事 20名以内
  - (2) 監 事 2名以内
2. 理事のうち会長を1名、副会長に2名以内を選任する。
- 第 7 条 役員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 正会員のうち役員会において選任された者
  - (2) 沼津情報・ビジネス専門学校校長
2. 理事および監事は、双方を兼ねることはできない。
3. 会長および副会長は、理事の互選により選出する。
- 第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  3. 理事は、この会の役員会の議案の審議にあたる。
  4. 監事は、この会の業務および会計の監査をする。

- 第 9 条 役員任期は 3 年とし、役員再任は妨げない。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
  3. 役員は任期満了後も後任者が選出されるまでその任務を行う。
  4. 役員会への欠席且つ委任状の提出がなかった役員については、会長権限により任期途中であっても解任できるものとする。
  5. 解任となった役員補充については、
- 第 10 条 幹事は、各卒業期クラスから正会員が推薦し、会長がこれを委嘱する。
2. 幹事は各クラスを掌握し、この会との連絡調整に当る。
  3. 幹事任期は別に定めない。
- 第 11 条 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
2. 顧問は、重要な事項につき役員会の諮問に答える。
- 第 12 条 この会の事務を処理するため、会長は校長に対し事務を委嘱することができる。

## 第 5 章 会 議

- 第 13 条 役員会は必要な都度会長が招集する。
2. 役員会の議長は会長とする。
- 第 14 条 役員会は、役員過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。
2. 当該議事に対し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 15 条 役員会は次の事項を審議する。
- (1) 会則の変更
  - (2) 役員改選
  - (3) 予算の可決・決算の承認
  - (4) その他会の運営上必要な事項

## 第 6 章 会 計

- 第 16 条 正会員は終身会費として 2,000 円を納入する。
2. 納入した会費は理由の如何を問わずこれを返還しない。
- 第 17 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 18 条 予算は毎年 3 月 31 日までに予算案を編成し、役員会の承認を受けなければならない。
- 第 19 条 収支決算は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に作成し監事の意見を付して役員会に報告し、その承認を得て、学校に公示し、会員に報告するものとする。
- 第 20 条 会長は、校長に会計事務の決裁を委嘱する。

2. 決裁の委嘱範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画で承認された50万円未満の事業は、校長が予算執行の決裁を行い、その後速やかに会長に報告を行う。
  - (2) 事業計画で承認された50万円以上の事業は、会長の決裁を受けた後、予算執行を行う。
3. 校長は教職員に対し、庶務並びに会計処理を委嘱することができる。

## 第 7 章 支 部

- 第 2 1 条 この会に支部を設置することができる。
2. 支部規約は本会則に準拠し定めるものとする。
  3. 支部の設置、規約の制度改廃等は予め会長に報告し、その承認を得るものとする。

## 第 8 章 解 散

- 第 2 2 条 この会は、各号に掲げる理由によって解散する。
- (1) 役員会において、役員総数の3分の2以上の議決
  - (2) この会の目的たる事業の成功の不能となった場合で、役員会において出席役員数の3分の2以上の議決
- 第 2 3 条 この会が解散した場合における残余財産は、沼津情報・ビジネス専門学校後援会に帰属する。

## 附 則

昭和60年3月11日	制定
平成元年12月2日	改正
平成19年4月1日	改正
平成22年4月1日	改正
平成25年4月1日	改正
平成29年4月1日	改正
令和4年4月1日	改正